

『令和8年3月16日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和8年3月定例会】

(令和8年度関係議案)

委員長 福森悦子

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第23款「市債」第1項「市債」第2目及び第3条第3表「債務負担行為」並びに第4条第4表「地方債」のうち「民生費」に関する事項及び「民生債借換債」についてを一括議題といたしましたところ、障害者総合支援事業費にかかわり、就労継続支援きじばと運営費補助金の詳細について、児童福祉総務費にかかわり、乳児等のための支援給付費の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、生活介護きじばと及び就労継続支援きじばとは、令和8年4月1日で廃止となるため、関連する指定管理者管理運営費が皆減となったが、障害者が安心して通える転所先を確保することが不可能であり、市の進め方は拙速で、特別支援学校高等部卒業後の進路選択との調整がされておらず、市内障害福祉事業所でも受け入れが困難であることに加え、施設を廃止する過程に当事者の意思決定がなされておらず、合理的配慮に欠けていること。福祉タクシー利用料金助成事業及び福祉ガソリン利用料金助成事業では所得制限や年齢制限が、障害者等福祉手当では年齢制限が設けられたが、差別化する必要はなく、制度の拡充こそ急がれること。わかゆり学園の縮小及び廃止については、事前の説明もなく決定し、合理的配慮に欠けていること。事業を見直して、一部事務委託をするために生活介護事業業務委託料が計上されたこと。乳児等のための支援給付事業のこども誰でも通園制度は、利用者と事業者との直接契約となるため、市の責任が曖昧になり、乳幼児期の子どもの発達に応じた保育を提供するには、子どもの負担が重く、保育士の十分な体制の確保が困難であること。公設公営の青木北保育所は廃止となるが、地域住民の期待に応えたものではなく、公立保育所の役割を果たすことには繋がらないこと。保育所給食費は、3歳から5歳までの主食費について、保護者負担を増やすものである。給食も保育の一環であることから、無償化の対象とすべきであり、主食費の負担増は、子育て支援とはならないことから、反対するとの意見。

また、福祉タクシー利用料金助成事業は、さらなる利便性と利用率の向上を目指して、配布枚数を拡充するものであって、福祉タクシー利用料金助成事業及び福祉ガソリン利用料金助成事業に設ける制限については、助成金額が近年増加傾向にあるなか、今後も安定的かつ継続的に制度を実施するために必要であること。乳児等のための支援給付事業は、令和8年4月1日から全ての市町村で実施するものであるが、予算化されない場合、全国で本市の子どものみが市内の施設を利用することができないことになり、不利益を被ること。多様な集団活動利用給付費は、幼児教育・保育の無償化の対象外である無認可の幼稚園等を利用する保護者の経済的負担を軽減するために実施する国の補助事業で、国の方針に沿って対

応することは妥当であること。保育所等に対する補助事業は、本市と近隣自治体との間に生じている公定価格における地域区分の格差に対応するため、保育士賃金補助事業や1歳児担当保育士雇用事業において拡充を図っており、補助事業全体として保育に対して手厚い支援が図られているものと評価すること。私立幼稚園に対する補助事業は、一部において廃止や軽減が行われているが、他の自治体との均衡を踏まえていることから見直しの内容は妥当であること。わかゆり学園は、民間では受け入れが困難な重度障害者に特化した施設として機能を強化するものであることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第21号「川口市介護保険事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、第1号被保険者保険料にかかわり、被保険者数の見込みについて等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第44号「川口市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第41号「川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第40号「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第22号「川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第23款「市債」第1項「市債」第3目及び第3条第3表「債務負担行為」のうち「鳩ヶ谷庁舎改修工事費」並びに「安行霊園建設工事に伴う工事監理業務」及び「安行霊園建設工事費」並びに第4条第4表「地方債」のうち「保健衛生施設等整備事業」及び「保健衛生債借換債」についてを一括議題といたしましたところ、保健衛生総務費にかかわり、鳩ヶ谷庁舎の改修工事の詳細について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第39号「川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第42号「川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第19号「川口市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、国民健康保険税の改定に伴う影響について、一般管理費にかかわり、レセプト内容点検業務委託料の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、国民健康保険税は全世帯が負担増になる。新たに子ども・子育て支援金の徴収が始まるが、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、使用の用途が決まっており、本来、国が進める子ども・子育て支援は、子育て予算の拡充が必要である。公的医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せ徴収することは、市民への新たな負担増になることから、反対するとの意見。

また、本市の国民健康保険事業の財政は、国民健康保険税の現年度分の収納率は向上しているが、被保険者数が減少しており、被保険者1人当たりの医療費、県への納付金は増加傾向にあり、厳しい状況が続いている。埼玉県国民健康保険運営方針では、令和8年度までに法定外一般会計繰入金を解消することと定められており、県内市町村が方針に沿って、計画的に取り組みを進めている状況である。賦課限度額及び税率改定による国民健康保険税の増、子ども・子育て支援金の導入など、国や県の方針に沿った事業運営は致し方ないと考えことから、賛成するとの意見。

さらに、今回の国民健康保険税の改定はやむを得ないものとする。将来的には埼玉県で一本化するものであり、国民健康保険制度を持続可能なものとすることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第43号「川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、税率の設定根拠について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、課税額の見直し及び子ども・子育て支援金の徴収に伴う見直しであり、市民の負担増に繋がることから、反対するとの意見。

また、埼玉県国民健康保険運営方針において、令和8年度までに法定外一般会計繰入金を解消することと定められており、市が一般財源を使い、税率を低く設定することができない。子ども・子育て支援金についても、国の方針で決定したものであり、全保険者に課せられるものであるため、税率改定等の条例改正は致

し方ないものと考えることから、賛成するとの意見。

さらに、埼玉県国民健康保険運営方針に沿って、法定外一般会計繰入金を解消することが前提であり、やむを得ない改正である。子ども・子育て支援金が徴収となるが、子どもを社会全体で育てるという国の理念に基づくものであることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第20号「川口市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、保険料改定の詳細について、一般管理費にかかわり、健康診査受診者数の見込みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、保険料の改定及び子ども・子育て支援金の徴収が始まることで市民の負担増になることから、反対するとの意見。

また、後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を国民全体で公平に支えるものである。子ども・子育て支援金制度も同様に全世代が支える仕組みであり、必要な措置である。高齢化の進展、医療給付費の伸びなどを見込み、保険料の徴収や軽減、保健事業など各業務に必要な措置がされており、適正な内容であることから、賛成するとの意見。

さらに、医療の高度化により、平均寿命は延伸しており、被保険者数が増加し、一般会計からの繰入金も増額している。国が推進する子ども・子育て支援金の徴収については、子どもを社会全体で支えていくという理念に基づくものであることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第24号「川口市立看護学校事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、一般管理費にかかわり、奨学金貸付金の積算根拠について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第31号「川口市病院事業会計予算」を議題といたしましたところ、有形固定資産購入費にかかわり、生体情報モニタリングシステムの詳細について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第45号「川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。